



基本方針4

創造性豊かで輝く人の育つまちづくり

－教育・文化・交流－

- 〔1〕 幼児教育・学校教育の充実
- 〔2〕 生涯学習、スポーツ活動の充実・振興
- 〔3〕 歴史、文化の保存・継承
- 〔4〕 地域交流、国際交流の推進

1 幼児教育・学校教育の 充実

現況と課題

幼児教育・学校教育は、豊かな個性や社会性の育成を通じて、生涯教育の基礎となる確かな学力や、たくましく生き抜く健康や体力、豊かな人間性の醸成など、重要な役割を担っています。しかし、今日の子どもたちを取り巻く環境は、少子化や核家族化などにより大きく変化してきました。また、いじめや不登校といった新たな問題が発生しており、その対策が求められています。

次代を担う子どもたちが、未来への夢や目標を抱き、創造的で活力に満ちた豊かな国と社会をつくり、世界の中で信頼される人として育つためには、家庭、学校、地域が連携して子どもたちの「生きる力」を育てていかなければなりません。

今後は、幼稚園・保育園・小学校・中学校の連携を図りながら、それぞれが創意工夫を凝らし、特色ある教育活動の推進と、開かれた学校づくりに取り組む必要があります。そのため、各園・各学校が幼保小連絡協議会を開催し、連携を図りながら、子どもたちの育成に努め、「読み」「書き」「計算」などの基礎学力の定着を図る必要があります。

また、幼児教育・学校教育を推進するためには、安全・安心な施設・設備の整備が大切であり、施設の耐震診断の調査や改修、グラウンド整備などを計画的に実施し、子どもたちの知・徳・体の向上を図るとともに、学校給食施設の整備を進めていくことが緊急の課題です。

施策展開の方向

- 幼児教育については、遊びや体験等を通して、豊かな人間性を育て、正しい生活習慣や社会性を身につけることができるよう、教育内容の充実や環境の整備に努めます。
- 家庭における幼児教育の向上を図るため、家庭教育に関する各種講座や講演会を開催するなど、学習機会の充実に努めます。
- 学校教育については、自主性・創造性・社会性を備えた児童・生徒の健全な育成をめざすとともに、国際化や情報化等の社会変化に的確かつ迅速に対応するため、教育内容の充実と教育環境等の整備に努めます。
- いじめや不登校の対策については、心の教育や電話相談、カウンセリングなどに関わる相談事業の充実を図っていきます。
- 学校給食については、調理場の施設・設備の充実を図り、地産地消や食育の推進に取り組んでいきます。

- 家庭・学校・地域が連携し、さまざまな体験活動などを通して、子どもたちを守り育てる体制づくりを進めます。

主な取組・事業等

- 保育施設整備事業（再掲）
- 小・中学校施設・設備等整備事業
- 学校支援・振興プロジェクト事業
- 学力向上対策事業
- 問題を抱える子ども等の自立支援事業
- 学校給食の充実
- 通学バス運行事業



関連個別計画

- ◇ 次世代育成支援行動計画（再掲）
- ◇ 子ども読書活動推進計画
- ◇ 教育の基本方針（再掲）

達成目標

指 標	現 状		中間目標		最終目標	
	年度	数値	年度	数値	年度	数値
学習態度基礎項目達成率※1	H19	% 70	H24	% 80	H29	% 90
小・中学生1人当たりの年間読書冊数	H19	冊 80	H24	冊 90	H29	冊 100

※1 「学習態度基礎項目達成率」：学習態度の約束として、手のあげ方・姿勢・授業の始め終わりのあいさつ・聞き方・話し方などの達成率



2 生涯学習、スポーツ 活動の充実・振興

現況と課題

生活水準の向上や、余暇時間の増大、高学歴社会の到来などを背景として、市民一人一人が、生涯にわたって生きがいをもち、心豊かで充実した人生を送るため生涯学習への意欲が高まっています。

また、学習ニーズも高度化、多様化して、社会教育分野の領域を超えた学習活動及び生涯の各段階における学習活動が求められています。

本市では、生涯学習拠点となる中央公民館で、年間を通じて教養を高め、健康で明るい生活に役立つような学級、講座等を開設しています。また、千代田文化会館（はんぎーホール）では、市民に芸術性の高い演劇や演奏などを提供するとともに各種活動を通じて、市民の文化教養を高め、親睦と融和を目指しています。

今後はさらに、市民が主体的に学び参画することができる場として、市立図書館の建設を実現させ、年齢層に応じた学習機会を提供し、学習の意欲と資源の向上を図るとともに、市民のネットワーク化を推進し、生涯にわたって個性的で心豊かな生き方ができる生涯学習社会を創造していくことが重要な課題です。

スポーツは市民の心身両面にわたる健康の保持・増進や生活習慣病の予防に大きく貢献し、医療費の削減に繋がることが期待されるとともに、青少年の健全育成や地域コミュニティの活性化にも繋がるものです。

健康づくり、生きがいづくり、仲間づくりなど、生活の質を高めることを目的としたさまざまな市民のニーズに応えるためにも、各種のスポーツ・レクリエーション施設の一層の整備と、気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しむことができるように、指導者の育成、普及活動などを総合的に推進していくことが大きな課題です。

施策展開の方向

- 生涯を通じて、自己表現を目指して主体的な学習活動を続けられるよう、教育分野をはじめ行政関連団体などの連携強化のもとに総合的な学習環境の整備を図り、生涯学習の一層の推進に努めます。
- 地区公民館を中心として、特色と魅力のある各種教室・講座の充実を図るとともに、地域に開かれた自治公民館活動を推進します。
- 生涯学習の一つの拠点となる市立図書館の建設に向け、検討委員会等を組織し、基本構想の確立を図っていきます。
- 次代を担う青少年の健全な育成を市民とともに積極的に推進します。

- はんぎーホールなどの文化拠点施設を積極的に活用し、広く市民が参加できる舞台芸術を市民と行政が一体となって企画・立案し、市民交流の活性化と新しい神埼文化の創造に努めます。
- 体育協会を中心としたスポーツ協会又は地域スポーツクラブ等への支援を通じて体育・スポーツ活動の振興に努めます。

主な取組・事業等

- 各種教室・講座の充実
- 公民館活動の充実
- 図書館の整備促進
- 文化・スポーツサークル等各種団体の育成、活動支援
- 放課後子どもプラン事業（再掲）
- 青少年の健全育成の推進
- 市民と行政の協働による文化事業の企画・立案

関連個別計画

- ◇ 教育の基本方針（再掲）

達成目標

指 標	現 状		中間目標		最終目標	
	年度	数値	年度	数値	年度	数値
各種教室・講座への参加人数	H18	人 4,295	H24	人 4,700	H29	人 5,100
地域スポーツ団体数	H18	106	H24	119	H29	133
図書室蔵書数	H18	冊 25,000	H24	冊 30,000	H29	冊 34,000
はんぎーホールの利用者数	H18	人 28,783	H24	人 40,000	H29	人 60,000
中央公民館の利用者数	H18	人 21,217	H24	人 35,000	H29	人 40,000



3 歴史、文化の保存・継承

現況と課題

本市は、県下でも旧石器時代から近世に至るまで、有数の文化財の宝庫として知られ、吉野ヶ里遺跡・姉川城跡・九年庵・伊東玄朴旧宅・下村湖人生家・直鳥城跡・広滝発電所・眼鏡橋・長崎街道宿場町・太神楽・縮元行列・御田舞・高志狂言など、数多くの文化財が残されており、地域住民により今日まで大切に保存・伝承されています。

これらの文化財は、自然環境に対応した人々の生活の歴史であるとともに、神埼の歴史そのもので、全国に誇れる文化財でもあります。しかし、現状として市民への広報・啓発が不足し、市民の神埼の歴史と文化財についての認識が少ない状況です。さらに、文化財そのものを内外に公開し、活用するための拠点となる資料館等の整備が進んでおらず、また、吉野ヶ里歴史公園や九年庵に多くの見学者が訪れていますが、他の文化財との繋がりが少なく、点としての存在にとどまっているのが現状です。

これらの歴史・文化財は本市の財産であるとともに、豊かな特徴ある生活空間を形成する重要な資源でもあり、今後、市民と行政が一体となり、神埼の歴史遺産を守り、活かしたまちづくりを進めるため、地域生活と密着した文化財としてその保存・伝承・活用を図り、さらに展示公開施設の整備並びに広報活動を充実させることが重要な課題です。

また、民俗芸能などの歴史遺産の継承のため、地域や学校における活動の中での取り組みを行うとともに、新しい文化を生み出すことも重要な課題です。

施策展開の方向

- 全国的に誇れる歴史遺産の保存・整備を進め、地域環境の特徴を活かした地域歴史文化遺産群を基盤とする歴史と環境のまちづくりを進めます。
- 各地域ごとに所在するかけがえのない地域歴史文化遺産を次世代に受け継ぐため、地域の核となる歴史遺産や施設を整備し、保存・伝承・活用に努めます。
- 地域歴史文化遺産を市民の共有財産として市民の関心と理解、愛護意識の高揚を図り、継続的な保存・継承を進め、「神埼」を全国にPRし、積極的な活用を行います。

主な取組・事業等

- 文化財保存整備活用事業
- 歴史資料館・出土文化財施設整備事業
- 神崎市史の編纂
- 伝統芸能の保存・継承への支援
- 歴史・文化に関する市民意識の啓発
- 歴史・文化資源等のPRと観光施策への活用
- 歴史・文化基本構想の策定及び推進
- 郷土の先覚者の顕彰

関連個別計画

- ◇ 教育の基本方針（再掲）

達成目標

指 標	現 状		中間目標		最終目標	
	年度	数値	年度	数値	年度	数値
文化財公開講座参加者数	H18	2,000人	H24	3,000人	H29	4,000人



4 地域交流、国際交流の 推進

現況と課題

交通や情報通信など交流基盤の急速な進展によって、地域を越えた人や物、情報などの交流がますます活発になっている今日、本市では相互の異なった文化を理解し、交流の中から新しい活力を創り出すため、地域交流と国際交流に取り組んできました。

地域間交流については、周辺都市等の交流を中心に取り組んできましたが、今後は、市民レベルでの積極的な交流活動を支援するとともに、本市における幅広い受け入れ環境を整備する必要があります。

国際交流としては、国際化時代に対応し、市民の国際交流へのニーズの高まりや国際理解を促進するため、ポークール町（フランス）との姉妹都市提携や慶州市（韓国）との友好関係都市提携のほか、脊振中学校と山西大学附属中学校（中国）とで姉妹校締結を結ぶなどの取り組みを行ってきました。

今後は、地域に密着した国際交流が求められる中で、国際化を担う人材の育成や民間・市民レベルの交流の促進を図るため、交流のあり方を検討したうえで、国際化の進展に対応しつつ、国や文化の違いを越えてともに生きる人づくりと地域づくりを推進していくことが必要となります。

施策展開の方向

- 本市の有する歴史・文化的資源及び河川や森林などの自然を活かし、人・物・情報が交流・連携できる施策を展開することにより、交流人口の増大を図ります。
- 地域で行われている多彩なイベント・交流事業については、市民の参加や企画の範囲を拡大することにより、市全体の交流・活性化を図ります。
- 国際交流事業等を通して、生活・文化など多様な異文化交流を促進するとともに、国際感覚あふれる人づくりや国際社会に対応できる人材育成を進めます。

主な取組・事業等

- 福岡都市圏との交流促進
- 市民交流事業の開催
- 異文化交流事業の推進
- 国際化に向けた市民意識の啓発

達成目標

指 標	現 状		中間目標		最終目標	
	年度	数値	年度	数値	年度	数値
地域間交流人口	H18	4,000人	H24	6,000人	H29	8,000人





基本方針5

みんなで協働して進めるまちづくり

－行財政改革・市民参画－

- 〔1〕 行財政運営の効率化の推進
- 〔2〕 男女共同参画社会の推進
- 〔3〕 協働と市民活動の推進

1 行財政運営の 効率化の推進

現況と課題

地方分権一括法施行後、我が国の地方自治は、中央集権から地方分権型の地方自治システムの確立に向け、「自ら考え、自ら行う」地方の時代の中にあります。

本市は、行財政基盤強化の手段の一つとして平成18年3月に3町村が合併し、地方分権の担い手としての体制づくりを進めていますが、複雑多岐にわたる行政需要や新たな行政課題も山積しています。

こうした状況の中、市民生活の福祉の向上と行政サービスの充実を図り、自主性と自立性を持った個性豊かで活力にあふれる地域社会の創造のため、主体的な自治体としての姿が求められています。

また、時代の変遷に的確に対応できる新たな行政運営への積極的な取り組みや、行政需要の多様化や増大に伴う広域行政の役割について、今後は益々重要性を増していくことが予測されます。

地方経済は回復の傾向にあるものの、本市の財政状況については、主要財源の伸びに期待ができず、特に、国による地方交付税制度をはじめとした地方財政制度の見直しが進められている中、将来にわたっての財源確保は依然として厳しく、行財政運営はますます危機的な状況に追い込まれていくことが予想されます。

財政構造の弾力性を測る指標である経常収支比率が、平成18年度決算で95.1%と財政の硬直化が進んでいる状況であり、地方財政の健全度を測る実質公債費比率についても22.1%と佐賀県下で最も高い比率となっています。

このため、行財政改革の推進に努め、歳出の削減と自主財源の確保を図ることが急務となっています。

施策展開の方向

- 行財政改革大綱に基づき、分権型社会における高度かつ多様な行政課題に対応できる職員の育成、行政課題や地域ニーズに応じた弾力的な人員配置に努めます。
- 本庁と総合支所などの組織機構のあり方を再構築し、効率的・効果的な行政運営を進めます。
- 行政評価制度、行政管理システムや地域再生推進対策など、新たな行政運営については、積極的な取り組みの推進を図るとともに、説明責任を果たせる開かれた行政運営を進めていきます。

- 広域行政については、近年における行政需要の広域化や市民ニーズの多様化に対応できるよう、その機能強化と広域化の促進を図ります。
- 将来の財政負担を考慮しながら、まちづくりの中長期的・総合的な展望のもと、事業効果、施策の重要度・緊急度・優先度等による事業の重点化を図り、市民志向や民間感覚の視点に立った効率的な財政運営に努めます。

主な取組・事業等

- 行財政改革の推進
- 組織機構の見直し
- 政策評価、事務事業評価システムの導入
- 広域行政の推進
- バランスシートと行政コスト計算書の作成と活用
- 財政健全化計画の策定と推進



関連個別計画

- ◇ 行財政改革大綱
- ◇ 中期財政計画
- ◇ 定員管理適正化方針
- ◇ 人材育成基本方針



達成目標

指 標	現 状		中間目標		最終目標	
	年度	数値	年度	数値	年度	数値
経常収支比率	H18	95.1%	H24	95.0%	H29	95.0%
実質公債費比率	H18	22.1%	H24	17.9%	H29	17.9%
職員数	H18	275人	H24	253人	H29	253人

2 男女共同参画社会の 推進

現況と課題

国において、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、平成12年に「男女共同参画基本計画」が策定されました。この基本法では、男女が共に社会に参画し責任を担い、個性と能力を十分に発揮できる社会の実現こそ21世紀の最重要課題であると位置づけており、さらに男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図ることが重要です。

しかし、現実の社会制度や慣習は、家事・育児が女性に偏っていることから、女性の仕事と家庭の両立への負担が大きくなっていることも、少子化の背景と考えられるように、性の違いによって、男女の生き方と役割を固定化しようとする意識は根強く残っており、女性の自立や能力の発揮を困難なものにしています。

本市では、各種審議会・委員会等への女性登用率が12.9%（平成18年7月）で県平均の30%以上（平成18年3月）に比べて低いのが現状です。

男女がともに社会のあらゆる分野の活動に参画するためには、家庭生活と仕事、その他の活動との両立が不可欠であり、今後は、育児や介護などを社会全体で支える環境の整備と職場・家庭・地域・学校など、あらゆる場面において男女共同参画の教育を行い、意識改革を図っていくことが必要です。

施策展開の方向

- 男女がともに個人として自立し、社会のあらゆる分野に平等に参画できるよう、女性の社会参加のための支援や啓発体制づくりを進め、男女共同参画社会の実現に努めます。
- 学校や地域社会などにおいて、男女共同参画に関する教育の啓発・広報活動を推進します。
- 政策や方針を決める過程への女性の参画を拡大するため、各種審議会や委員会などへの女性委員の登用を促します。

主な取組・事業等

- 男女共同参画計画の策定及び推進
- 男女共同参画推進団体への支援措置の充実
- 子育て支援の推進
- 男女共同参画に関する啓発・広報活動の推進
- 各種審議会・委員会等への女性登用の推進

関連個別計画

- ◇ 次世代育成支援行動計画（再掲）

達成目標

指 標	現 状		中間目標		最終目標	
	年度	数値	年度	数値	年度	数値
各種審議会・委員会等への女性登用率	H18	% 12.9	H24	% 25.0	H29	% 40.0



3 協働と市民活動の推進

現況と課題

本市では、各種の審議会や委員会などを通じて、市民参画による行政計画の策定・推進に努めています。

しかし、ますます高度化・多様化する市民ニーズに対応し、自立したまちづくりを進めていくためには、より幅広い分野において、これまで以上に市民参画並びに市民と行政との協働のまちづくりが必要になっています。

そのためには、市民と行政がともに抱えている課題解決に向けて、対等の立場のパートナーとして取り組んでいくことが重要です。

また、行政情報の公開・提供を積極的に行い、市民と行政が情報を共有しながら、協働の仕組みづくりを進めていく必要があります。多様な市民団体・ボランティア・NPO等の育成や参画支援など、市民と行政の協働体制の確立を進めていくことが重要になっています。

施策展開の方向

- 市民主導型のまちづくりを推進するため、CSOを行政とともに、公共を担う主体として位置付け、活動拠点となるコミュニティ施設の整備・充実やリーダーの育成など市民活動への支援を行います。
- 市民の主体的な参画によるまちづくりを推進するため、市民団体・ボランティア・NPO等の把握に努め、お互いの情報交換や交流促進を図るなど、市民の自主的な活動を支援します。
- 協働のまちづくりに向け、市民との行政情報の共有化を図るため、積極的な情報の公開に努めます。
- 市民の声が市政に反映できるように、計画策定等にあたっては、市民アンケート調査、パブリックコメントなどを通じた市民参画を推進します。

主な取組・事業等

- コミュニティ施設の整備・充実
- 各種市民団体の育成及び活動支援
- 情報公開の推進
- 市民参画システム（パブリックコメント等）の導入
- 地上デジタル放送を利用した情報の発信
- ホームページの充実

達成目標

指 標	現 状		中間目標		最終目標	
	年度	数値	年度	数値	年度	数値
NPO法人数	H19	7	H24	13	H29	20
市ホームページアクセス件数（年間）	H18	77,380 件	H24	85,200 件	H29	97,200 件



